

令和2年5月12日発行



【再配信】農業担い手メールマガジン臨時号（第307号）



※「◇持続化給付金のパンフレット等はこちらから」欄のリンク先が正しく表示されない現象が生じておりましたので、再配信しております。

【お知らせ】持続化給付金は、農業者の皆様も対象になります】

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため支給されるもので、農業者も対象になります。

今般、個人経営者向けと法人経営者（農協を含む）向けに、可能な限り分かりやすいパンフレットを作成しました。

都道府県の普及組織や市町村・農政部局、農協等も含め、影響を受けている農業者の皆様に本制度の内容が伝わり、有効活用していただければと考えています。

◇給付額

法人：200万円まで

個人事業者：100万円まで

※ただし、昨年1年間の売上げからの減少分が上限となります。

◇申請期間

令和2年5月1日（金）から令和3年1月15日（金）まで

◇持続化給付金のパンフレット等はこちらから

（農業者個人向けチラシ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/benefit-8.pdf

（法人向けチラシ）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/benefit-12.pdf

（詳細版パンフレット）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/benefit-9.pdf

◇持続化給付金について（経済産業省）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

◇持続化給付金の申請について（持続化給付金事務局）

https://www.jizokuka-kyufu.jp/procedures_flow/

詳しい申請方法や給付対象者等につきましては、URL からご確認ください。

◇お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課

TEL : 03-6744-0575



- 電子出版：農業担い手メールマガジン
- 発行日　：毎月1回発行
- 発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

